

令和 2 年 9 月 25 日
建築局 建築企画課

横浜市建築基準法施行細則等の一部改正について

1 趣旨

横浜市建築基準条例（昭和 35 年 10 月横浜市条例第 20 号。以下「条例」という。）及び建築基準法第 21 条第 1 項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第 193 号。以下「告示第 193 号」という。）の一部改正に伴い、横浜市建築基準法施行細則（昭和 38 年 2 月横浜市規則第 13 号。以下「細則」という。）の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 条例の改正に関する事項

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）第 112 条第 18 項にただし書が追加され、警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準を定める件（令和 2 年国土交通省告示第 250 号。以下「告示第 250 号」という。）が定められたことに伴い、同様の主旨で規定する条例第 16 条第 2 項についてもただし書きを追加し、細則に告示第 250 号を引用した基準を定めます。

また、当該基準を満たすことを確認するため、申請書に添えるべき図書を定めます。

(2) 告示第 193 号の改正に関する事項

一部改正により号ずれが生じたことに伴い、その部分を引用する細則の規定を改正します（細則第 20 条の 2 第 2 号ウ及び第 3 号並びに別表第 1 (14) の項）。

3 公布日

条例の一部改正を登載する横浜市報に登載し、公布します。（令和 2 年 9 月 25 日）

4 施行日

公布の日（令和 2 年 9 月 25 日）